

平成20年8月12日

富士市特別職報酬等審議会会長 様

富士市長 鈴木 尚

特別職報酬等の額について（諮問）

富士市議会議員の報酬及び常勤の特別職（市長、副市長）の給料の適正額についてご審議のうえ、ご答申賜りたくお願いいたします。

なお、本年11月に予定される富士川町との合併に伴い、新たに常勤の監査委員の職を設ける予定でございますので、併せてご審議、ご答申賜りたくお願いいたします。

平成20年度富士市特別職報酬等審議会（第1回）

| | | |
|------|--|--------|
| 日 時 | 平成20年8月12日（火） 午後1:30～3:30 | |
| 場 所 | 市役所8階政策会議室 | |
| 出席委員 | 社会保険労務士会富士支部 幹事 | 秋山 登志子 |
| | 富士青年会議所 理事長 | 伊藤 秀彦 |
| | 東海税理士会富士支部 会員 | 小野 京子 |
| | 富士市農業協同組合 代表理事専務 | 勝亦 光明 |
| | 富士市医師会 理事 | 川村 統勇 |
| | 富士市消費者運動連絡会 代表 | 菊池 文江 |
| | 富士市町内会連合会 会長 | 佐藤 徹 |
| | 富士商工会議所 副会頭 | 佐野 廣彦 |
| | 富士地区弁護士会 幹事 | 鈴木 徹 |
| | 富士常葉大学 教授 | 武田 道子 |
| | 富士地区労働者福祉協議会 事務局長 | 千葉 和喜 |
| | 女性ネットワーク富士 会長 | 中嶋 幸子 |
| 事務局 | 総務部 人事課 給与担当、監査委員事務局 金指総務部長、鈴木課長、畔柳統括主幹、吉田主幹、吉野 | |
| 議 題 | 特別職職員の報酬等の額の改定について | |

【進行内容】

- 1 委嘱状の交付
- 2 市長挨拶
- 3 委員紹介
- 4 会長の選出、会長代理の指名

前回会長を務めた佐野委員が推薦され、全員一致で選任される。会長代理には佐藤委員が指名される。

- 5 諮問

市長より諮問書が会長に手渡される。

- 6 審議会開会

総務部長より諮問についての説明

- ・ 本日のため、2回の審議会を開き、答申まで進めていただきたい。
- ・ 11月の富士川町との合併により設けられる常勤監査委員の給与についても審議をいただきたい。
- ・ この答申の内容によって、条例の改正が必要になった場合、答申を最大限に尊重し、今後の定例市議会に上程していくこととなる。

2回目の日程について

次回は8月19日（火）午後1:30より、市役所8階政策会議室。

資料説明

給与担当主幹より、配布済みの資料を順番に説明。

配付資料

- ・ 富士市特別職の報酬等の改定経過
- ・ 県内各市の特別職報酬等の状況
- ・ 県外類似都市の特別職報酬等の状況
- ・ 市長等の年間報酬額の状況
- ・ 議員の年間報酬額の状況
- ・ 国の特別職給与及び国会議員歳費の改定状況
- ・ 人事院勧告の状況
- ・ 一般職の給与改定の状況
- ・ 特別職と一般職の給与比較
- ・ 合併に伴う監査委員制度の変更点等
- ・ 議員定数及び議員一人あたりの市民数の状況
- ・ 消費者物価指数の推移
- ・ 富士市特別職報酬等審議会委員名簿
- ・ 富士市特別職報酬等審議会条例
- ・ 富士市特別職の職員の給与に関する条例（抜粋）
- ・ 富士市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例

監査委員制度に関する説明

監査委員事務局より監査委員制度に関する補足説明を行う。

- ・ 11月の富士川町との合併により、富士市の人口が25万人を超えることから地方自治法施行令による「政令で定める市」となる。地方自治法196条により「都道府県及び政令で定める市にあっては、識見を有する者のうちから選任される監査委員のうち少なくとも1人以上は常勤としなければならない。

審議の状況（要約）

富士川町との合併を控え、11月の合併後には富士市の人口は25万人を超え、監査委員制度も変わる時期の中での審議となるが、各委員より質問や意見をいただきたい。[会長]

Q 現在の富士市としての財政健全度の指数は悪くないが、ここ2~3年の間によくなっているものなのか。特別職の報酬等は平成8年度から据え置きで来ているようだが、関連はあるのか？[委員]

A 財政健全度の指数については近年のものとなるので、財政力指数に置き換えると、1を超えた団体には国より地方交付税が交付されない。富士市では平成8年以降について、平成11・12年のみ大型事業があったことにより1を下回ったが、他は1を上回っていることから財政的には余裕があると言える。しかし、一般職の給与改定については下がり続けてきた状況があるので、据え置かれてきた経緯がある。[事務局]

- Q 合併による増額改定としては県内の静岡・浜松市があるが、富士市として合併により増額改定を考えた方がよいのか？ [委員]
- A 静岡・浜松市の例は、合併に伴い「政令指定都市」を見据えていたことから、他の「政令指定都市」との均衡を保つことから増額改定したと思われるため、「合併」ということのみで増額改定を考える必要はない。 [事務局]
- Q 改定の検討をするにあたり財政健全度を要素としたいが、富士川町と合併すると富士市の財政健全度はどうなるのか？ [委員]
- A 富士市の財政状況は健全であるが、「平成の大合併」の目的として財政政規模を大きくすることにより町村を救うことがあり、多くの事例と同様であることから財政健全度は悪くなるが、影響は少ないと思われる。 [事務局]
- 平成8年度から据え置きで来ているようだが、据え置き続けるのもどうかと思う。類似都市では減額措置をしているところは、財政状況が悪いところでもある。他の都市とのバランスをとることも大事であるが、財政状況がいいことから増額を考えてみてもよいかと思うがどうか。 [会長]
- 平成8年度から据え置きで来ているようだが、上げるべき時に上げないと、下げるべき時に下げることができないと思う。財政健全度が重要で、高いのであれば高いなりの報酬でよいのではないか。 [委員]
- 11月の富士川町との合併により、人口が増えればその分責任も増加するので増額してもよいかと思う。例えば富士市の人口は6%程増えるので市長の月額6万円増額の106万円はどうか。 [委員]
- 景気が滞ってきている感があり、今後の景気は不況となりそうな社会情勢にあることを考えて検討すべきである。 [委員]
- 人事院勧告を尊重していくことが大事であると思うが、現状では類似都市での市長、副市長、議員等の順位が違いすぎるので、財政健全度は良いことから増額は正したらどうか。 [委員][会長]
- Q 報酬が適正かどうかを判断するにおいて事務局としてはどのような判断の仕方がよいと考えているのか？ [委員]
- A 一般職や、民間、近隣市とのバランスが一番重要と考えている。富士川町との合併で25万人を超えるので、今までの基準とは違った基準での見直しができる機会と考えている。 [事務局]
- 富士市は他の市と比べ不正等の問題がなく、まじめな方が多いと考えているので合併に向けて上げていったらいいのではないか。 [委員][会長]
- 富士市は他市と比べて議員定数が多いのではないか。定数を減らして報酬額を上げるという考え方があっていいのではないか。 [委員]
- 富士市の財政状況を詳しく把握し、また、人口規模、生活環境、産業の類似している近隣地域の状況も分析して検討したい。 [委員]
- この審議会によってまとめられた意見を市民に説明できるのかが大事と考える。11月の合併を控えて様子を見たとする「据え置き」が一番説明しやすいのではない

いか。[委員]

副市長の給与については類似都市との比較から引き上げてもいいのではないか。

[委員]

副市長の給与について引き上げるのであれば、市長や議員は選挙で選出されるので、市民感情としては市長も引き上げるべき。[委員]

副市長制度が平成 19 年より始まり、副市長が 2 名となり、市長の仕事が軽減されているのであれば引き下げ要件とすべきではないか。[委員]

市長や議員は手を上げて、やりたくてやっているという気持ちを考えて、財政状況が豊かになった恩恵を享受するのは市民ではないか。[委員]

常勤監査委員の報酬額は富士市として初めてでもあり、類似都市の水準から議員と同額としてはどうか。[委員]

監査は近年重要となっており、職責に応じた報酬額とすべきである。[委員]

審議の結果

市長、副市長及び議員については現在の財政健全度からして引き上げを検討してもいいのではという方向性を確認。今回の審議内容を反映させた資料を事務局にて作成し、今週中に各委員へ配布、それをたたき台に次回検討する審議をすることとする。

7 審議会閉会

平成20年度富士市特別職報酬等審議会（第2回）

| | | |
|------|--|--------|
| 日 時 | 平成20年8月19日（火） 午後1:30～2:30 | |
| 場 所 | 市役所8階政策会議室 | |
| 出席委員 | 社会保険労務士会富士支部 幹事 | 秋山 登志子 |
| | 東海税理士会富士支部 会員 | 小野 京子 |
| | 富士市農業協同組合 代表理事専務 | 勝亦 光明 |
| | 富士市医師会 理事 | 川村 統勇 |
| | 富士市消費者運動連絡会 代表 | 菊池 文江 |
| | 富士市町内会連合会 会長 | 佐藤 徹 |
| | 富士商工会議所 副会頭 | 佐野 廣彦 |
| | 富士地区弁護士会 幹事 | 鈴木 徹 |
| | 富士常葉大学 教授 | 武田 道子 |
| | 富士地区労働者福祉協議会 事務局長 | 千葉 和喜 |
| | 女性ネットワーク富士 会長 | 中嶋 幸子 |
| 欠席委員 | 富士青年会議所 理事長 | 伊藤 秀彦 |
| 事務局 | 総務部 人事課 給与担当 金指総務部長、鈴木課長、畔柳統括主幹、吉田主幹、吉野 | |
| 議 題 | 特別職職員の報酬等の額の改定、答申案について | |

【進行内容】

1 審議会開会

資料説明

給与担当主幹より、答申案（概ね5%増額のA案、据え置きのB案）を説明。

審議の状況（要約）

本日欠席の伊藤委員からは会長に一任との連絡を受けた。[事務局]

Q 特別職の中で役職ごとにそれぞれ考え方を考えて対応してもよいのか？ [委員]

A 問題ない。[事務局]

財政状況や、合併に伴う職責の増大を重点とするならば、市長・副市長については増額で、議長・副議長・議員については据え置きでもよいのではないかと考えている。[委員]

議長・副議長・議員についても増額してもよいと考えているが、増額率を揃えることも考えてみるべきではないかと考えている。市長・副市長も増額してもよいと考えている。

[委員]

今年度は改定なしとの人事院勧告を尊重していかねばならないと考えているが、平成8年度以降改定してきていない状況と、合併や財政状況等の社会情勢から増額できるのであれば、増額してもよいのではないかと考えている。[委員]

概ね5%の増額についてはいいのではないかと考えている。[委員]

民間でも監査は重要な位置づけとなってきたので、議員と同額とするのではなく高い額でもいいのではないか。[委員]

人件費の増額を考えると、概ね月額5万円の増額となると特別職全体では3,000万円の費用がかかる。また、これに社会保険料の富士市役所負担分も増額となる。このような人件費の負担増のことも考えるべきである。また、増額に反対ではないが、増額すると減額が難しくなってくるのではないか。据え置いて合併後に様子を見て増額改定ということも考えてもいいのではないか。[委員]

富士市の財政状況がいいことによる財源があるのであれば増額していいと考えている。[委員]

市長については選挙で市民に選ばれ、責任も重大と考えているので、5%増の105万円よりもっと増額してもいいのではないか。副市長については選挙で選出されているわけではないので据え置きでもいいのではないか。特別職すべて増額ということであれば、増額率のバランスをとるべきである。[委員]

市長の給与について引き上げたほうがいい。合併による仕事・責任の増を理由とするのであれば議員についての増額は説得力がないのではないか。特別職全体として引き上げるのであれば増額率のバランスをとるべきである。[委員]

市長・副市長の給与については増額すべきである。議員について合併を控えているので、合併後の活動をみてから増額を考えてもいいのではないか。[委員]

議員の報酬月額を50万円から55万円へ増額という案については見直したらどうか。[会長]

類似都市とのバランス等を考え、増額については賛成である。[委員]

特別職の報酬等の額についてはすべて5%増額を基本として、具体的な金額については会長に一任したらどうか。[委員]

審議の結果

答申案についてはA案を採用することとし、特別職の報酬等の額については、5%増額を基本として答申案を修正し、確認は会長及び会長代理に一任することとなった。

2 審議会閉会

- ・ 市長への答申は会長と会長代理によって、8月28日(木)に行う。
- ・ 修正した答申書の写しは答申後に写しを各委員へお渡しする。
- ・ 当審議会の審議経過などは市のホームページで議事録等が公開されることになる。



平成20年8月28日

富士市長 鈴木 尚 様

富士市特別職報酬等審議
会 長 佐 野 廣



特別職報酬等の額について（答申）

平成20年8月12日付け、市長より本審議会に諮問のあった市議会議員の報酬及び市長、副市長の給料並びに富士川町との合併により新たに設置される常勤の監査委員の給料の適正額について、広範な角度から厳正かつ慎重に審議を重ねた結果、次の結論に達したので答申します。

記

1 特別職の報酬等の額

市議会議員の報酬の額及び市長、副市長の給料の額は次のとおり改定することが適当である。

| 職名 | 給料月額 | 職名 | 報酬月額 |
|-------|-------------|-------|-----------|
| 市 長 | 1,050,000 円 | 議 長 | 660,000 円 |
| 副 市 長 | 850,000 円 | 副 議 長 | 600,000 円 |
| | | 議 員 | 530,000 円 |

また、合併後新たに設置される常勤の監査委員の給料の額は、550,000 円とすることが適当である。

2 審議にあたっての基本的な考え方

- (1)それぞれの職の特殊性を判断し、責任の度合いや職務の困難性を考慮する。
- (2)人口規模や財政状況を勘案しつつ、他都市の報酬額との均衡が保たれるよう配慮する。
- (3)国及び他都市の特別職の報酬等の改定及び人事院勧告に基づく一般職の給与改定の状況を参考とする。

3 審議経過及び内容

富士市の特別職の報酬等の水準は、平成8年から今日まで改定をしなかったこともあり、同規模の他の特例市と比較して低い水準におかれていると言える。市の財政運営状況を考慮すると、本来は増額されていてもおかしくはない状況だったところだが、社会情勢や市民感情に配慮した結果、直近の3回の報酬等審議会では据え置きの答申を重ねてきた。

一方、地方への権限委譲の推進の動きの中で、行政の最高責任者として市長等の特別職の職務は年を追うごとに複雑かつ高度化している。また、本年11月に行われる富士川町との合併により、その職責がますます重くなることに疑いの余地はない。

現在の経済状況はエネルギー・原材料価格高の影響から減速傾向が続いており、先行きが不透明な状況ではあるが、市長の目指す「豊かな人生を謳歌できる都市、富士市」の実現のためには、現行水準を維持することに終始することなく、富士市の財政状況に見合った適正な評価や、将来への期待を込めた考え方をを行うことが必要だと考える。

今回の審議では、このような状況から概ね増額の必要があると判断したところである。

具体的な増額の程度の目安については、合併により人口、予算規模、職員数等が5～6%程度増加することにより職責も増大することを鑑み、現行の額に対して5%を基本とし、類似都市との均衡も考慮することとした。また、合併により新たに設けられる常勤の監査委員については、すでに同職を設置している他市の状況から、議員の報酬額を目安にすることとし、慎重な検討の結果、その適正額の決定に至った。

4 附言

富士市議会においては議会改革検討委員会を設置し、様々な方向から改革を行っているものと評価するところだが、同規模の他市の議員数と比較すると、議員定数削減に関して、より一層の検討をお願いしたい旨の意見があったことを申し添える。